

議案第 128 号

地区コミュニティ施設設置条例の一部改正について

地区コミュニティ施設設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

地区コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例

地区コミュニティ施設設置条例（平成 20 年伊賀市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「地区コミュニティ施設（以下「施設」を「治田ふれあいプラザ（以下「プラザ）」に改める。

第 2 条中「施設」を「プラザ」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 治田ふれあいプラザ
- (2) 位置 伊賀市治田 5244 番地の 4

第 3 条から第 5 条まで、第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 10 条から第 12 条までの規定中「施設」を「プラザ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の地区コミュニティ施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の治田ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。